陳　情　文　書　表

受理番号	陳　情　第　２５　号
件　　名	広聴相談課に対する苦情を広聴相談課以外の部署が対応するよう求めることについて
要　　旨	広聴相談課に対する苦情については、広聴相談課以外に相談する部署がない。広聴相談課に対する苦情を広聴相談課に相談する意味がない。行政苦情審査会に苦情申立書を提出しても、主管課が広聴相談課であり、公正な審査が行われるか、疑問である。行政苦情審査会での録音テープを書き起こした文書が、広聴相談課の課長、課長補佐まで上がっています。これでは、市、広聴相談課に寄り添った結論に至る懸念が高くなります。例えば、新潟市民病院事務局管理課に対する苦情等は、市民病院事務局経営企画課や保健所保健管理課等で対応します。担当課に対する苦情を他課で担当するシステムを構築する必要があります。特に、広聴相談課の主な業務は、市政相談に関すること、新潟市行政苦情審査会に関すること、市長への手紙に関することなど、相談を受け付けることです。広聴相談課で相談できなければ、相談するところがありません。 以上のことから、次のことを求め陳情いたします。 記 １　広聴相談課に対する苦情は他課が担当すること。 ２　行政苦情審査会で広聴相談課に関する苦情を審査する場合は、録音テープの取扱いを含め改善すること。
付託年月日委員会	令和５年９月７日　第１項・第２項　市民厚生常任委員会
受　　理	令和５年８月 31 日　第 336 号